

(おもて)

意見書

年 月 日

堺市長 殿

住所又は所在地

氏名又は団体名

連絡先

()

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。
なお、裏面の意見内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺的生活環境の保持のために配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて> (この面) に意見書提出者の住所等及び氏名等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課 (高層館7階)

意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる 生活環境の保持のために配 慮すべき事項	
意見・理由	